

(この資料は全部お読みいただいて60秒です)

副業収入についての所得税改正

国税庁はシェアリングエコノミー等の「新分野の経済活動に係る所得」や「副業に係る所得」についての適正申告のための取組を行っています。代表的な改正は以下のとおりです。

副業収入の領収書保存

副業収入のような「雑所得(業務に係る雑所得)」の前々年の収入金額が300万円を超える場合は請求書や領収書等の5年間保存が義務とされました。
この改正は令和4年分以後の所得税から適用されます。

300万円以下の副業収入は雑所得へ(案)

国税庁は、300万円以下の副業収入は「事業所得」ではなく「雑所得(業務に係る雑所得)」に該当することを明確化する改正案を公表しました。

概要は以下のとおりです。

- ・「業務に係る雑所得」の範囲に、営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得が含まれることを明確化します。
- ・「事業所得」と「業務に係る雑所得」の区分判定について、①その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称する程度で行っているかどうかで判定すること、②その所得がその者の主たる所得ではなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には、特に反証がない限り、「業務に係る雑所得」と取り扱うこととします。
- ・改正された場合は、令和4年分以後の所得税から適用されます。

上記の改正後は、収入金額が300万円以下の副業収入は「業務に係る雑所得」となり、「事業所得」の申告では使える「青色申告特別控除」や「損失が生じた場合の給与所得等の他の所得との損益通算」が適用できないこととなります。

なお、「不動産所得」については「業務に係る雑所得」には該当しないことになっています。

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<http://www.myts.co.jp>